

## 「共用 LAN システムサーバリプレイス調達一式」に係る参加要項

第1条 「共用LANシステムサーバリプレイス調達一式」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

### 記

#### 1. 業務内容

件名：共用LANシステムサーバリプレイス調達一式

#### 2. 契約期間

契約締結日 から 平成36年12月31日 まで

#### 3. 提出書類・部数

- (1) 企画提案書（仕様書及び記7. 評価項目参照）  
紙媒体 17部（法人名入り：正副 2部、法人名無し： 15部）  
電子媒体（CD-R） 2部（法人名入りVer./法人名無しVer. を入れること）
- (2) 企画提案書補足資料（以下、①～③参照）  
電子媒体（CD-R） 17部（法人名入り：正副 2部、法人名無し： 15部）  
① 技術詳細資料（調達仕様書及び別紙に記載している要件に対する提案内容を分かりやすくまとめたもの。特に「プロジェクト実施体制」、「全体構成の明示」、「各構成要素の具体的な構成」、「技術評価点における具体的な対応内容」に留意して作成すること。）

- ③ システム要件回答書（調達仕様書中、「別紙4 システム要件」に記載されている全ての要件を満たすことを示した回答書。回答書には実現可否、実現方法、実現の根拠となる①及び③の参照箇所を明記し、参照箇所は分かりやすくマーキングを行い、日本語または英語で記載がされていること。）
- ③ 導入製品の紹介資料（提案に含まれる全製品のカタログやWeb上の資料をまとめたもの。Web上の資料はPDFなど一般的なファイル形式に変換すること。URLのみの記載は不可とする。）

#### 4. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。提出書類は営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

また、入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

#### 5. 提出場所・期限

##### (1) 提出場所・連絡先

- ① 企画提案書(以下の部署に紙媒体 17 部及びCD-R 2 部を提出すること)
- ② 企画提案書補足資料（以下の部署にCD-R 17 部を提出すること）
  - ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構 19階西  
情報化統括推進室 電話：03-3506-9485

##### (2) 提出期日

平成30年5月16日（水） 17時00分（必着）

##### (3) 提出方法

直接提出

郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

##### ・選定

提出書類に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、評価基準書に基づき選定する。提案書による説明として、プレゼンテーションを1者あたり30分程度（質疑応答・評価採点時間を含む）実施するものとする。

価格点及び技術点の合算による総合評価落札方式により、最も点数の高かった事業者を選定する。

#### 6. 落札者決定方式

落札者の決定は、企画段階で作成した企画提案書を利用し、一般競争入札（総合評価落札方式）により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）

に設置する一般競争入札（総合評価落札方式）選定委員会にて評価を行い、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、機構CIO補佐を参加させるものとする。

（１） 選定の手順

- ① 価格入札を実施。入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、プレゼンテーションに進めない。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- ② 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は企画提案書に基づき企画案プレゼンテーションを行い、評価を受ける。評価は機構選定委員が行う。
- ③ 参加者は選定委員から質疑を受ける。
- ④ 選定委員は、上記②及び③の結果を審議する。
- ⑤ 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- ⑥ 機構は、各参加者が入札した価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。
- ⑦ 機構は、価格点及び技術点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかに参加者全員に通知する。
- ⑧ 入札際し著しく低い価格にて入札した場合には、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者との契約を結ぶことはせず、次点の者と契約を結ぶこととする。また、次点の者についても同様とする。

（２） 評価点の算出方法

本業務の選定については、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定する。落札者の決定方法については次に掲げる通りとする

- ① 価格点と技術点の合計点が最も高かった者が落札者となる。
- ② 価格に対する得点を 300 点、技術に対する得点を 300 点とする。
- ③ 価格点は、入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じた値に、300 を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。  
価格点の満点（300 点）×（1－入札価格／予定価格）  
競争入札のため予定価格は公表しない。入札価格が予定価格を超えた者は、技術審査には進めないものとする。
- ④ 技術点は、企画提案書とプレゼンテーションを総合して評価を行う。評価に当たっては、「5. 技術点の評価基準」に基づき審査、採点する。このとき、評価基準書の採点項目ごとの平均点（小数点以下第二位を四捨五入）を合計して算出する。

7. 技術点の評価基準

別紙「共用 LAN サーバリプレイス 技術評価基準」を参照

## 8. 入札実施日時

- |                  |          |          |
|------------------|----------|----------|
| (1) 入札公告         | 4月10日(火) |          |
| ↓                |          |          |
| (2) 入札説明会        | 4月20日(金) |          |
| ↓                |          |          |
| (3) 企画提案書提出      | 5月16日(水) | 17時00分まで |
| ↓                |          |          |
| (4) 入札、プレゼンテーション | 5月31日(木) | 12時30分～  |
| ↓                |          |          |
| (5) 落札者決定、契約     |          |          |

別紙：共用 LAN サーバリプレイス 技術評価基準

評価項目	調達仕様書に掲げる要件	評価基準	配点	評価区分	
1 調達の概要に関する事項	1 調達案件の概要に関する事項	調達の概要及び内容を理解した上で、提案者の本調達全体の遂行に当たっての基本的考え方（取り組み方針）が記載されているか。	－	必須	
2 作業体制、工程管理	2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	調達案件間の作業区分における提案者に求められる役割と実施する作業が明確に示されていること	－	必須	
	3 作業の実施内容に関する事項 (2) 作業の内容	提案書により、全ての要件を満たすことを明示されていること ・各ステップの作業方針が仕様書の当該部分に示す要件を満たす形で明記されていること。 ・プロジェクトマネージャのプロジェクトマネジメントに関する資格や実績が明記されていること。	－	必須	
		<b>プロジェクト体制（合計 20 点）</b>			
		・回線、ハードウェア、ソフトウェアの設置・導入及び設定作業、移行作業及びテスト検証等システム利用開始までに係る具体的な作業内容が提示されているとともに、各作業の依存関係やクリティカルパスが明確に示されていること。	10	加点	
	各ステップを実施するためのプロジェクト体制が明記されており、各担当の役割が明確に示されていること。	10			
3 具体的な技術要件	3 作業の実施内容に関する事項 (2) 作業の内容 別紙 2 指定ハードウェア一覧 別紙 3 システム概要図 別紙 4 システム要件	「別紙 4 システム要件」に記載されている全ての要件を満たすこと。また満たしていることを示すための根拠を明確にすること。 <b>システム拡張性</b> PMDA が別途用意するハードウェア、ソフトウェア、回線の追加が可能であることが明記されていること。  IDC 内(クラウドの場合を含む)の packets mirroring が可能であり、任意のロケーションに設置されたハードウェアに mirroring packets の送信が可能なが明記されていること。  公的機関を含む第三者機関による構成及びセキュリティ監査に対応可能なことが明記されていること。	－	必須	
		本調達により構築する共用 LAN システムが、調達時及び将来にわたり業務システムを統合することを可能とするために必要な対策について提示されていること。具体的には以下の点に留意すること。	－	加点	
		<b>ネットワーク設計（合計 30 点）</b>	－		
		L3、L2 レベルのネットワーク設計について具体的な方策が示されていること。	15		

		共用 LAN と業務システム間の通信制御方法について具体的な方策が示されていること。	15	
		<b>システム監視 (合計 20 点)</b>	-	
		システム正常性、異常の通知について具体的な方法や画面イメージが示されていること。	5	
		PMDA 内部からの HTTP アクセスログ取得方法の具体性が明記されていること。	15	
		<b>アカウント管理 (合計 10 点)</b>	-	
		アカウント管理が必要な製品をライセンス違反なく適切に使用するためのアカウント管理について具体的な方策が示されていること。	10	
		<b>データ信頼性 (合計 30 点)</b>	-	
		バックアップ及びリストアシナリオが具体的に示されていること。	20	
		ストレージ及びサーバのディスク障害時の復旧速度について具体的な機能や方法による時間短縮が示されていること。	10	
		<b>運用の考慮 (合計 20 点)</b>	-	
		システム構成を把握するためのドキュメント構成・内容について具体的に記載があること。	10	
		PMDA からの技術問い合わせや障害時の対応方法について具体的に記載があること。	10	
4 その他特 記事項	なし	<b>その他の付加価値 (合計 10 点)</b>	-	
		その他提案者の提供するサービスで、本業務に有効と考えられることがある場合は、その内容を提案として記載すること。	10	加点
			必須	加点
			160	140
			300	

※ 評価区分が“必須”となっている項目については、

- ・別構成で要件と同等の機能・性能を実現できる場合、構成を明確に説明した上で PMDA が許可したものは可とする。
- ・根拠が要件に対して具体性のない実現方法となっている場合は PMDA から応札者に質問を行い、実現可否を判断する。